

○猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費許可事務取扱要綱の制定について

昭和41年12月13日

福警保内訓第8号

本部長

改正 昭和42年12月27日福警務部内訓第6号

昭和48年7月1日福警保内訓第2号

昭和49年4月1日福警務内訓第2号

昭和61年3月31日本部内訓第4号

平成4年3月1日本部内訓第5号

平成8年5月29日本部内訓第9号

平成12年3月29日本部内訓第10号

平成17年4月1日本部内訓第13号

平成18年4月27日本部内訓第12号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成27年2月26日本部内訓第5号

令和4年3月1日本部内訓第11号

令和7年2月28日本部内訓第8号

この度、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の一部が改正され、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する許可権限が都道府県知事から都道府県公安委員会に移管されたことに伴い、別添「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費許可事務取扱要綱」を制定し、昭和42年1月1日から施行することとしたので、これが運用に当たっては、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾のないようされたい。

（平4本部内訓5・題名前文一部改正）

記

第1 要綱制定の趣旨

拳銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される実包等の譲渡、譲受け等の許可は、従来都道府県知事の権限に属していたが、最近、銃砲を使用する事件、事故が多く発生している実情に鑑み、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、銃砲の所持許可のみならず、これに用いる実包、空包及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等についても、一元的に規制することとなり、その許可権限が移管され、この許可事務を警察署長に代行させることとなったので、これが適正な事務処理を図るため、要綱を制定したものである。

第2 運用上の留意事項

1 猟銃用火薬類等の意義

「猟銃用火薬類等」とは、拳銃等又は猟銃に専ら使用される実包又は無煙火薬並びに拳銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し、使用されることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬の総称である。

2 無許可譲受数量

狩猟者登録を受けた者又は鳥獣捕獲の許可を受けた者（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証の交付を受けたもの）が、その有効期間内に無許可で譲受けできる猟用火薬類等の数量は、次表のとおりである。

実包	銃用雷管	無煙火薬又は黒色猟用火薬の合計
300個以下（このうちライフル実包については50個）	300個以下（このうちライフル実包用雷管については50個）	600グラム以下

3 無許可消費数量

正当に譲り受けた猟銃用火薬類等であっても、消費する場合には、公安委員会の許可を受けなければならないが、次の場合は除かれる。

- (1) 試験又は研究に必要な銃砲の所持許可を受けた者が、理化学上の実験の用に供するため、1回につき銃用雷管、実包又は空包合計100個以下を消費する場合
- (2) 狩猟者登録を受けた者又は鳥獣捕獲の許可を受けた者（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証の交付を受けたもの）が、鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するため、1日に実包又は空包合計100個以下を消費する場合
- (3) 銃砲の所持許可を受けた者、技能検定を受ける者、射撃教習を受ける者又は練習資格認定証の交付を受け射撃練習を行う者が、射的練習の用途に供するため、1日に実包又は空包合計400個以下を消費する場合
- (4) 銃砲の所持許可を受けた者が、運動競技の信号の用に供するため、1日に空包100個以下を消費する場合
- (5) 銃砲の所持許可を受けた者が、鳥獣の駆逐の用に供するため、1日に空包100個以下を消費する場合

4 許可申請書等の処理上の注意点

- (1) 譲渡（受）許可申請書等を受理した場合は、申請人に対し、銃砲の所持許可証（古

式銃砲にあっては登録証)の提示を求め、また譲受けの目的が、狩猟又は鳥獣捕獲であるときは、このほかに狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証を併せて提示させ事実を確かめること。

(2) 譲渡、譲受けの許可申請は、やむを得ない事情がある場合のほか、代理申請は認められないこと。

(3) 許可証の記載事項のうち、住所、職業又は氏名に変更があった場合の書換えは、許可をした警察署ですることとなるので、もし、他の府県に住所を変更したものは郵便でもよいこととなっていること。

5 許可のりん議等

許可することについて疑義がある場合又は許可を取り消すことを相当と認める場合には、関係資料を添えて速やかに警察本部長にりん議すること。

(昭48福警保内訓2・平4本部内訓5・令7本部内訓8・本項一部改正)

別添

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費許可事務取扱要綱

(平4本部内訓5・題名一部改正)

第1 目的

この要綱は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する許可事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(平4本部内訓5・本項一部改正)

第2 定義

この内訓において「法」とは火薬類取締法(昭和25年法律第149号)を、「府令」とは猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和41年総理府令第46号)を、「条例」とは福岡県警察関係手数料条例(平成12年福岡県条例第48号)をいう。

(平4本部内訓5・本項一部改正、平12本部内訓10・本項全部改正)

第3 譲渡、譲受許可申請等に対する措置

1 警察署長(以下「署長」という。)は、府令第2条又は第3条の規定による申請書及び条例第8条の規定による手数料を受理したときは、次の各号について調査を行い、支障がないと認めたものについては、許可証に所定の事項を記載の上交付するとともに、猟銃用火薬類等(譲渡、譲受、消費及び輸入)許可証受払簿(別記様式。以下「許可証受払簿」という。)にその事跡を明らかにしておくこと。

(1) 申請書の記載事項は相違ないか。

- (2) 添付書類は、所定の事項を具備し、かつ、その内容は相違ないか。
 - (3) 許可申請を受けようとする実砲又は空包は、その相手方又は自己の所持する銃砲に適合しているか。
 - (4) 許可申請は、本人が申請しているか。
- 2 申請書は、警察署において台帳として編集保管すること。

(昭48福警保内訓2・平4本部内訓5・平12本部内訓10・本項一部改正)

第4 許可証の書換申請

- 1 署長は、府令第6条の規定による申請書を受理したときは、許可証の書換えすべき箇所を朱線で抹消し、記載事項欄に変更事項を記載の上、公安委員会印を押印して交付すること。
- 2 受理した申請書は、第3の2に準じて処理すること。

第5 許可証の再交付

- 1 署長は、府令第7条第1項の規定による申請書を受理したときは、許可証の汚損、紛失等の事実を調査の上、支障がないと認めたものについては、許可証を作成し交付すること。
- 2 再交付した場合は、別記様式の許可証受払簿の摘要欄にその旨を朱書し、許可番号は、原交付番号とすること。

(平12本部内訓10・本項一部改正)

第6 削除

(昭48福警保内訓2・本項削除)

第7 輸入の許可申請に対する措置

- 1 署長は、府令第9条第1項の規定による猟銃用火薬類輸入許可申請書及び条例第8条の規定による手数料を受理したときは、2通のうち1通は警察署に猟銃用火薬類輸入許可台帳として編集の上保管し、残りの1通は添付書類とともに、速やかに生活安全部生活保安課長を経由して本部長に報告すること。
- 2 本部長は、猟銃用火薬類輸入許可申請書及び添付書類等により審査の上、許可につき支障がないと認めたものについては、当該猟銃用火薬類輸入許可申請書に許可する旨を記載し、申請者の住所地を管轄する署長を経由して交付し、その写しを猟銃用火薬類輸入許可申請台帳として生活安全部生活保安課に編集の上保管すること。
- 3 署長は、府令第10条の規定による輸入届を受理したときは、前記1に準じて処理すること。
- 4 許可証の記載事項の変更については、第4の1に準じて処理すること。

(昭49福警務内訓2・昭61本部内訓4・平8本部内訓9・平12本部内訓10・平

17 本部内訓 13・平 18 本部内訓 12・平 24 本部内訓 5・平 27 本部内訓 5・本項一部改正)

第 8 消費の許可申請に対する措置

- 1 署長は、府令第 11 条の規定による申請書を受理したときは、許可申請書及び添付書類等により審査の上、許可につき支障がないと認められたものについては、当該申請書の 1 通に許可する旨を記載して申請者に交付し、他の 1 通は警察署に台帳として編集保管すること。
- 2 許可証の記載事項の変更については、第 4 の 1 に準じて処理すること。

(昭 48 福警保内訓 2・平 4 本部内訓 5・本項一部改正)

第 9 不許可処分等の措置

署長は、法第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定による不許可又は許可の取消しを相当と認める事由があるときは、速やかに疎明資料を添えて本部長にりん議（生活安全部生活保安課経由）すること。

(昭 49 福警務内訓 2・昭 61 本部内訓 4・平 8 本部内訓 9・平 17 本部内訓 13・平 18 本部内訓 12・平 24 本部内訓 5・本項一部改正)

第 10 備付簿冊

署長は、次の台帳（簿冊）を備え、その都度所定の事項を記載の上、編集整理すること。

- 1 猟銃用火薬類等譲渡許可申請台帳（申請書代用）
- 2 猟銃用火薬類等譲受許可申請台帳（申請書代用）
- 3 猟銃用火薬類等（／譲渡、譲受、／消費及び輸入／）許可証受払簿（別記様式）
- 4 猟銃用火薬類等（／譲渡、譲受、／消費及び輸入／）許可証（届）書換申請台帳（申請書代用）
- 5 猟銃用火薬類等輸入許可申請台帳（申請書代用）
- 6 猟銃用火薬類等消費許可申請台帳（申請書代用）

(平 4 本部内訓 5・平 12 本部内訓 10・本項一部改正)